

報告第12号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成22年12月6日提出

天理市長 南 佳 策

専決第11号

専 決 処 分 書

平成22年11月13日午前11時20分頃天理市櫟本町2176番地先の市道7号線上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第3号の規定により、専決処分する。

平成22年12月1日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 154,570円